

【資料 1】

鹿 児 島 海 区  
漁 業 調 整 委 員 会 資 料  
令 和 7 年 5 月 2 0 日

【議題 1】

第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の会長及び職務  
代理者の選出について（協議）



# 第 23 期鹿児島海区漁業調整委員会の 会長及び職務代理者の選出について

## 1 根拠

### (1) 漁業法

(構成)

第百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

### (2) 漁業法施行令

(会長の職務)

第十三条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

### (3) 鹿児島海区漁業調整委員会事務規定

(構成)

第3条 委員会は、委員 15 名をもつて組織する。

2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、委員の中から、知事が選任した者をもつて充てる

(職務権限)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

## 2 選出方法

### (1) 会長

委員互選により 1 人選出。

ただし、互選により選出することができなかつた場合は、委員の中から、知事が選任する。

(2) 会長職務代理者

委員互選により2人選出

### 3 参考（漁業調整委員会の種類及び所掌範囲）

漁業調整委員会は、国又は都道府県に設置された行政委員会であって、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会の3種類がある。

(1) 漁業法

(漁業調整委員会)

第一百三十四条 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

(所掌事項)

第一百三十五条 漁業調整委員会は、その設置された海区又は海域の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(2) 地方自治法

第一百八十条の五 (略)

2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県におかななければならない委員会は、次のとおりである。

一 公安委員会

二 労働委員会

三 収用委員会

**四 海区漁業調整委員会**

五 内水面漁場管理委員会

3 (略)

4 前三項の委員会若しくは委員の事務局または委員会の管理に属する事務を司る期間で法律によりもうけられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第一百五十八条第一項の規定により設けるその内部組織との愛大に権衡を失しないようにしなければならない。

5 普通地方公共団体の委員会の委員または委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程を次のように定める。

鹿児島海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 鹿児島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法(昭和24年法律第267号)その他の法令の定めるところにより、鹿児島海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、鹿児島県商工労働水産部水産振興課内に置く。

(構成)

第3条 委員会は、委員15名をもつて組織する。

2 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、委員の中から、知事が選任した者をもつて充てる。

3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、学識経験がある者の中から、知事が選任する。

(職務権限)

第4条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び前条第2項の職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、知事が招集する。

2 会長(会長及びその職務を代理する者がともに欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、知事)は、委員の3分の1以上の者から、書面で会議に付議すべき事項を示して、会議の招集の請求があつたときは、その請求のあつた日から5日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもつて、会議に付議すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。

第6条 委員会は、定員の過半数に当る委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令に特別の定がある場合のほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開する。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第8条 委員は、会長の許可をうけて、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 前項の許可は、要求の順序によつてするものとする。

3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着いて発言し、発言が終わつた後、会長席に復さなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(議事録)

第10条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第12条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

第13条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長
- (3) 参与
- (4) 書記

2 事務局長は、会長を補佐し、委員会の事務を掌理する。



- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときその職務を代理する。
- 4 事務局長は県商工労働水産部水産振興課の資源管理監を、次長は水産振興課の課長補佐及び漁業調整係長を、参与は水産振興課の技術補佐、漁業監理係長及び水産企画普及係長をもつて充てる。
- 5 書記は、会長が任命する。

(連合海区委員の選出及び任期)

第14条 漁業法第147条の規定に基づき設置された鹿児島県連合海区漁業調整委員会の委員でこの委員会を代表するものは、委員会が互選するものとする。

- 2 前項の委員の任期は4年とする。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、委員会の議決によつて行うものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和37年9月7日から施行する。
- 2 昭和37年8月8日旧鹿児島海区漁業調整委員会書記の職にある職員は、別に辞令を發せられない限り第13条に規定する書記に任命されたものとみなす。

附 則(昭和38年6月12日鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月18日鹿児島海区漁業調整委員会告示第1号)

この規程は、昭和51年8月26日から施行する。

附 則(平成16年4月30日鹿児島海区漁業調整委員会告示第16—1号)

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則(平成22年6月25日鹿児島海区漁業調整委員会告示第22—1号)

この規程は、平成22年6月25日から施行する。

附 則(令和2年11月27日鹿児島海区漁業調整委員会告示第2—1号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

